

解体工事説明会等報告書

—Graffer スマート申請の手引き—

目 次

はじめに	・・・P1
入力の手順	
STEP1. 申請前	・・・P2
STEP2. 申請方法	・・・P3
STEP3. 利用規約	・・・P5
STEP4. 申請情報の入力	・・・P6
STEP5. 申請内容の確認	・・・P12
STEP6. 申請完了	・・・P14
STEP7. 申請完了後	・・・P15
改正大気汚染防止法について	・・・P17
1 事前調査結果記録の作成	
2 事前調査結果標識の設置	
問い合わせ先	・・・P18

はじめに

本手引きは「渋谷区建築物の解体工事計画の事前周知に関する条例」に基づく解体工事説明会等報告書の電子申請を利用するための手続き等について定めています。

電子申請届出の手順

1 利用可能時間

電子申請は、24 時間受付可能です。(メンテナンス時を除く)

2 電子申請の届出期限

解体工事開始の 10 日前まで

※ 届出期限を過ぎてしまった場合は速やかにご提出ください。

※ 審査は平日に行われます。原則申請日の翌開庁日が受理日となります。(土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は閉庁日のため審査ができません。)

※ 解体工事計画届→解体工事標識設置届→解体工事説明会等報告書の順番でなければ受理できません。提出順にお間違いのないようお願いいたします。

申請日と受理日の例

	電子申請	受理日
①	3月31日(金) 閉庁後に申請	4月3日(月) 申請受理
②	12月28日(月) 閉庁後に申請	1月4日(火) 申請受理

STEP1. 申請前

解体工事説明会等報告書

入力の状況

0%

渋谷区の「解体工事説明会等報告書」のネット申請ページです。

解体工事説明会等報告書とは

渋谷区建築物の解体工事計画の事前周知に関する条例に基づく解体工事説明会等報告書

制度詳細については [こちら](#)

ログインして申請に進む

ログインしていただくと、申請の一時保存ができるようになります。

OR

メールを認証して申請に進む

Google(グーグル)・LINE(ライン)アカウントで申請する方は[こちら](#)

メールを認証して申請する人は[こちら](#)をクリックしてメールアドレスを入力して確認メールを送信

申請に利用するメールアドレスを入力してください 必須

example@example.com

確認メールを送信

メールアドレスを入力して確認メールを送信するとログイン用のURL が送付されます。ログイン用のURL をクリックして、入力したメールアドレスを再度入力して認証をすると申請画面へと進めます (STEP3 に進む)。

STEP2. 申請方法 (アカウント作成)



Googleでログイン

Google (グーグル) のアカウントを作成して申請する際はこちら



LINEでログイン

LINE (ライン) のアカウントを作成して申請する際はこちら

入力した情報が、GoogleまたはLINEに送信されることはありません。

または

メールアドレス 必須

パスワード 必須

Grafferアカウントでログイン

パスワードをお忘れの場合[リセット](#)することができます。

[GビスIDでログインする](#)

[Grafferアカウント規約](#)  [プライバシーポリシー及び個人情報の取り扱いについて](#) 

上記に同意してサービスを利用する

[Grafferアカウントを作成する](#)

Graffer (グラファー) のアカウントを作成して申請する際はこちら

Google (グーグル)、LINE (ライン)、Graffer (グラファー) のいずれかのアカウントを作成してログインする。初回ログイン時に作成したアカウントを使用して初回申請を行うと、2回目以降の申請は初回申請内容が反映されます。

STEP2-1. 申請方法 (メール認証して申請)

【渋谷区】メールアドレスのご確認（解体工事説明会等報告書）



noreply@mail.graffer.jp
宛先



メール認証をして申請を行うためのステップとして、ご入力いただいたメールアドレスが正しいことを確認する必要があります。

以下の URL をクリックして、メールアドレスの認証を完了してください。

<https://jpn01.safelinks.protection.outlook.com/?url=https%3A%2F%2Fsandbox-ttzk.graffer.jp%2Fsmart-apply%2Fapi%2Fv1%2Fauth%2Fverify-email-token%3Ftoken%3Dbf00449f-eef5-4374-9f6e-210338623a4a%26redirectUrl%3D%2Fward-shibuya%2Fsmart-apply%2Fapply-procedure-alias%2Fsetsumeikai%2Fdoor&data=05%7C01%7C%7C500abfb0e397463b50f108daf9e1c44b%7C04a1b2c4c1b0440a8e8d1742fc18657b%7C0%7C0%7C638097045301521111%7CUnknown%7CTWFpbGZsb3d8eyJWljojMC4wLjAwMDAiLCJQIjoiV2luMzliLCJBTiI6IjEhaWwiLCJXVCi6Mn0%3D%7C3000%7C%7C%7C&sdata=GG9pVBV%2FBrGerO95wP6WVPjl4u%2F1ch8cb14kVzFe0hl%3D&reserved=0>

STEP1 で入力したメールアドレスにURLが届きます。

▼ 認証の有効期限が過ぎた場合

確認用 URL は 30 分間有効です。有効期限が過ぎた場合には、お手数ですが再度操作を行ってください。

STEP3. 利用規約

解体工事説明会等報告書

入力の状況

0%

渋谷区の「解体工事説明会等報告書」のネット申請ページです。

解体工事説明会等報告書とは

渋谷区建築物の解体工事計画の事前周知に関する条例に基づく解体工事説明会等報告書

制度詳細については [こちら](#)

利用規約に☑を入れてください。

利用規約に同意する

[利用規約を読む](#) 

申請に進む

アカウントを登録して申請すると申請情報の一時保存ができます。また、2回目以降は「一時保存した申請から再開する」ことができます。メールを認証して申請は一時保存ができません。アカウント登録後の初回申請とメールを認証しての申請は「申請に進む」タブが表示されます。
上記のタブの表示はアカウントを登録して初回を申請した表示になります。

STEP4. 申請情報の入力

入力の状況

20%

申請者の情報

申請者の種別 必須

個人

法人

メールアドレス 必須

sec-kougaishidou@shibuya.tokyo

ここでいう申請者は発注者名を入力してください。

(例) 個人の場合：渋谷 太郎

法人の場合：〇〇株式会社

代表取締役 渋谷 太郎

個人・法人のどちらでも STEP1
かSTEP2 で登録したメールアドレスが自動で表示されます。

一時保存して、次へ進む

< 制度概要ページに戻る

アカウントを登録して入力すると一時保存して次へ進めます。

STEP4-1. 届出者

i 申請の一時保存について

保存期間は30日間です。同じアカウントでログインし、この手続の申請ページを開くことで、一時保存した内容から申請を再開できます。

届出者**住所** 必須

発注者の住所を入力してください。

渋谷区宇田川町1-1

氏名（個人または法人名） 必須

発注者名（自主施工の場合は自主施工者名）を入力してください。

（個人の場合：渋谷太郎）（法人の場合：〇〇株式会社）

代表者名 必須

法人の代表者名は取締役以上の役職者の役職と氏名を合わせて入力してください。

代表取締役社長 渋谷 太郎

電話番号 必須

03-3463-1211

一時保存して、次へ進む

< 戻る

STEP4-2. 解体建築物

申請の一時保存について

保存期間は30日間です。同じアカウントでログインし、この手続の申請ページを開くことで、一時保存した内容から申請を再開できます。

解体建築物

工事の名称 必須

所在地 必須

解体建築物の所在地（住所）を記入してください。

渋谷区から入力
してください。

渋谷区宇田川町1-1

一時保存して、次へ進む

< 戻る

STEP4-3. 近隣説明（個別）

近隣説明

説明形式 **必須**

個別

説明会

説明時期（開始日） **必須**

説明した日の開始日を入力してください。

2021/02/01

年月日の入力には直接
入力も可能です。



カレンダーから
入力もできます。

説明時期（終了日） **必須**

説明した日の終了日を入力してください（事前説明が1日だった場合は開始日と同一日付を入力してください）。

2021/02/01



近隣への説明箇所（アップロードは10MBまでです） **必須**

説明した箇所を地図上に範囲及び番号を入力して添付してください。

ファイルを選択…

上限は1ファイルに
つき10MBまでです。

近隣住民及び関係住人の名簿（アップロードは10MBまでです） **必須**

説明をした近隣住民及び関係住人の名簿を添付してください。その際の周知方法（対面説明、ポスト投函、管理人依頼等）も必ず入力してください。

ファイルを選択…

説明資料（アップロードは10MBまでです） **必須**

説明に使用した資料を添付してください。

ファイルを選択…

一時保存して、次へ進む

< 戻る

個別で入力した人はSTEP5に進んでください。

STEP4-4. 近隣説明（説明会）

近隣説明

説明形式 必須

個別

説明会

説明時期（開始日） 必須

説明した日の開始日を入力してください。

2021/02/01



説明時期（終了日） 必須

説明した日の終了日を入力してください（事前説明が1日だった場合は開始日と同一日付を入力してください）。

2021/02/01



会場 必須

説明会を開催した会場名を入力してください。

説明会参加者名簿（アップロードは10MBまでです） 必須

説明会の参加者の名簿を添付してください。



ファイルを選択…

上限は 1 ファイルにつき 10MB までです。

説明会の議事録（アップロードは10MBまでです） 必須

説明会で作成した議事録を添付してください。



ファイルを選択…

説明会の配布資料（アップロードは10MBまでです）

必須

説明会で使用した資料を添付してください。



ファイルを選択…

説明会の案内（アップロードは10MBまでです）

必須

説明会開催の案内文を添付してください。



ファイルを選択…

欠席者名簿（アップロードは10MBまでです）

必須

説明会の欠席した人の名簿を添付してください。



ファイルを選択…

欠席者への配布資料等をポスティングした範囲の地図

必須

アップロードは10MBまでです。



ファイルを選択…

欠席者への配布資料（アップロードは10MBまでです）

任意

説明会の資料と同様であれば添付不要です。



ファイルを選択…

一時保存して、次へ進む

< 戻る

STEP5. 申請内容の確認

申請内容の確認

申請者の情報

申請者の種別 必須

[編集する](#)

法人

メールアドレス

sec-kougaishidou@shibuya.tokyo

届出者

住所 必須

[編集する](#)

渋谷区宇田川町1番1号

氏名（個人または法人名） 必須

[編集する](#)

公害指導株式会社

代表者名 必須

[編集する](#)

代表取締役 環境 太郎

電話番号 必須

[編集する](#)

03-3463-1211

解体建築物

工事の名称 必須

[編集する](#)

渋谷区宇田川町解体計画

所在地 必須

[編集する](#)

渋谷区宇田川町1番1号

近隣説明

説明形式 必須	編集する
個別	
説明時期（開始日） 必須	編集する
2023/01/24	
説明時期（終了日） 必須	編集する
2023/01/24	
近隣への説明箇所（アップロードは10MBまでです） 必須	編集する
説明箇所範囲図.docx	ファイルを確認する
近隣住民及び関係住人の名簿（アップロードは10MBまでです） 必須	編集する
説明者名簿.docx	ファイルを確認する
説明資料（アップロードは10MBまでです） 必須	編集する
説明資料.docx	ファイルを確認する

この内容で申請する

入力内容に間違いがないか確認をしてからクリックしてください。

STEP6. 申請完了

申請が完了しました

クリック
(STEP7 へ)

クリック
(STEP7-1 へ)

完了メールを登録頂いたメールアドレスに送信しました。また、申請内容は[こちら\(申請詳細\)](#)からご確認いただけます。

アンケートのお願い

オンライン手続きにはどのくらいご満足いただけましたか？



ご感想 任意

オンライン手続きの良かった点や、今後オンライン手続きをより良いものにするための改善点などを具体的にお聞かせください。

記載内容はご感想やご意見に限らせていただきます。ご質問や、申請内容に関する補足は、渋谷区までお問い合わせください。

利用規約に同意してアンケートを送信する

回答結果は、オンライン手続きを改善するために、本サービスを運営する株式会社グラフィアーと渋谷区が、共同で使用いたします。[アンケート利用規約を確認](#)

[ホームへ戻る](#)

こちらで処理が完了次第、メールで通知をお送りいたしますのでしばらくお待ちください。

STEP7. 申請完了後（申請詳細）

解体工事説明会等報告書

申請を取り下げる

この申請を元に新規申請

申請基本情報

申請内容

申請番号

7859-2311-5061-4987698

申請先

渋谷区

対応ステータス

受付済

手続き名称

解体工事説明会等報告書

申請者情報

種別

法人

メールアドレス

sec-kougaishidou@shibuya.tokyo

受付日時

2023/01/25 09:32

入力した内容を
確認できます

お問い合わせの際は申請
番号をお伝えください

申請後、入力不備により差し戻しになった際は、新規入力が必要です。アカウントをお持ちの方は「この申請を元に新規申請」をクリックすると入力内容が保存された状態で開始することができます。入力不備の箇所を修正して再申請をお願いいたします。
(注) 申請番号も新たに付番されるのでご注意ください。

STEP7-1. 申請完了後（申請一覧）

申請一覧

申請一覧

解体工事説明会等報告書

申請番号：7859-2311-5061-4987698

申請先：渋谷区

受付日：2023年01月25日 09時32分

対応ステータス：

受付済

[詳細を確認する](#)

「申請一覧」、「この申請を元に新規申請」はアカウント登録を行った場合のみ行うことができます。メール認証で申請した場合は申請内容の確認（STEP7）のみとなりますので、アカウント登録をして申請することを推奨します。

大気汚染防止法の改正について

解体等工事に伴う石綿飛散防止対策の一層の強化を図る「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が、令和3年4月1日から施行されています。（改修工事も対象です）

1 石綿事前調査結果報告システムによる事前調査結果の報告

令和4年4月1日以降に着手する、解体・改修工事を対象として、石綿に関する事前調査結果を石綿事前調査結果報告システムから電子申請で報告する必要があります。

【報告対象工事】

- ① 解体部分の延床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事
- ③ 請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事

【石綿事前調査結果報告システム】 <https://www.ishiwatahoukoku.mhlw.go.jp/>

2 事前調査結果記録の作成

事前調査を行った際は、元請業者等及び事業者は事前調査結果の記録を作成しなければなりません。また当該記録の写しを除去等の作業中に現場に備え付けるとともに、作業終了後も3年間保存しなければなりません。記載事項についてはホームページをご確認ください。

【URL】 https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kankyo/kaisei_taikiosenn_bousihou.html

※石綿の有無、また報告対象工事でない場合でも作成の必要があります。

3 事前調査結果標識の設置

解体等工事の受注者等（施工者）は石綿事前調査結果を必要な事項を記載した掲示板を設けることにより、公衆に見やすいように掲示しなければなりません。（石綿がない場合にも、掲示は必要です。）事前調査結果掲示例はホームページからダウンロードできます。

【URL】 https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kankyo/kaisei_taikiosenn_bousihou.html

※上記の事項等を確認するため、アスベストの有無にかかわらず作業現場へ立入検査を実施することがあります。

※そのほか改正の詳細については下記環境省のホームページをご覧ください。

【環境省ホームページ】 http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html

問合せ先

【窓口】

渋谷区役所環境整備課公害指導係

住 所：渋谷区宇田川町1番1号 渋谷区役所本庁舎12階

電 話：03-3463-2750

FAX：03-5458-4903